

東京都空手道連盟創立50周年記念

第1回 東京都障がい者空手道競技大会実施要項

1. 名称 第1回東京都障がい者空手道競技大会
2. 主催 (一社)東京都空手道連盟
3. 主管 (一社)東京都空手道連盟
4. 後援 (公財)全日本空手道連盟 東京都教育委員会(予定) (公財)東京都体育協会(予定)

5. 場所 東京武道館 TEL. 03-5697-2111(代) FAX. 03-5697-2117
東京都足立区綾瀬3-20-1 (東京メトロ千代田線 綾瀬駅東口 徒歩5分)

6. 日時 平成29年 5月 7日(日) 午前 9時30分開会
(1)大会係員・役員・審判員集合 午前 8時30分
(3)審判会議 午後 12時30分から
(4)監督会議 午後 12時30分から
(5)選手受付時間 午後 12時30分から
(6)競技時間 午後 1時40分から(予定)

7. 競技種目 (1)形競技 男子・女子個人戦
(ア)第1部—1—1 身体障がい部門(肢体不自由 上肢障がい)
(イ)第1部—1—2 身体障がい部門(肢体不自由 上下肢・体幹障がい)
(ウ)第1部—2 身体障がい部門(車椅子部門)
(エ)第1部—3 身体障がい部門(視覚障がい)
(オ)第1部—4 身体障がい部門(聴覚障がい)
(カ)第2部 知的障がい部門
(2)組手競技 男子・女子個人戦
(ア)第1部—1—1 身体障がい部門(肢体不自由 上肢障がい)
(イ)第1部—1—2 身体障がい部門(肢体不自由 上下肢・体幹障がい)
(ウ)第1部—2 身体障がい部門(車椅子部門)
(エ)第1部—3 身体障がい部門(視覚障がい)
(オ)第1部—4 身体障がい部門(聴覚障がい)
(カ)第2部 知的障がい部門

※「競技区分表」は、別に定めて配布・提示するが、監督・コーチ・介護者のみの参照とする。

※「競技区分表」は、障がいの種類等によるが、大会当日において、その区分が変更になる場合がある。

<注意事項> 各種目のクラス分けについて(細かい区分については別打合せ事項及び別紙参照とする)

- ① 障がいを各部に分けた上で、障がい部位、障がい等級により細分し、其々のクラスで男女別・年齢別(シニア40歳以上、成人30~21歳、少年・少女20歳以下)に分けて実施する。
なお、申込者数によってグループ分けを調整する場合がある。
- ② 障がい複数あり、其々の部門・区分で出場が可能である場合でも、参加できるのは一つの障がい区分のみとするので、複数の部門・区分にまたがったの申込みは認めない。
- ③ 申し込み後に部門・区分を変えての参加は認めない。
- ④ 組手競技第2部については、出場申込みがあっても障がいの程度により出場できない場合がある。

8. 競技規定 (公財)全日本空手道連盟・空手道競技規定に準じて、大会要項により行う。

9. 競技方法 (1)形競技個人戦

- (ア)トーナメント方式で1名ずつ行う
- (イ)敗者復活戦は行わない。3位決定戦は行わない。
- (ウ)勝敗は審判員5名の赤・青旗の多数決により決定する。
但し、必要に応じて審判員が競技して決定する場合も。
- (エ)形は自由選択とする。
又、各自の身体機能を考慮し、創意工夫により形の内容を適宜改変することを認める。(必ずしも規定の形どおりでなくともよい。)
- (オ)初戦から決勝まで同じ形を繰り返し演武できる。

(2)組手競技個人戦

※組手競技において、「一部新ルールを適用」する。

(ア)トーナメント方式にて行う。

(イ)敗者復活戦は行わない。3位決定戦は行わない。

(ウ)競技時間は全種目1分30秒間フルタイムとする。

(エ)勝敗は競技時間内に4ポイント差が生じた時又は競技時間終了時点で得点の多い選手を勝ちとする。
同点の場合は、審判員5名の旗判定により勝者を決定する。

10. 表彰

形・組手ベスト4以上進出選手を以下の通り表彰する。

(1)種目別・同一区分毎に、第1位、第2位、第3位(2名)の選手に賞状とメダルを授与する。

(2)参加者全員にA4大縦形の「参加証」を授与する。

11. 審判員

(1)審判員は、(一社)東京都空手道連盟公認審判員編成団から編成する。

(2)上記審判員は、都道府県公認審判資格のから選任するものとする。(区郡市審判資格者は不選任。)

12. 傷害処置
及び対策

(1)大会期間中の傷害保険は、主催者側が参加者全員に主催者負担で加入手続きをする。

(2)出場に際しては、医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康と安全に充分留意すること。

(3)大会会場においては、応急措置を行うが、症状により救急病院での診察治療も必要となることも考慮し、
選手は健康保険証、障害者手帳及び療育手帳等、治療に要するものを必ず携行すること。

13. 参加資格

(1)出場選手

(ア) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者であること。

(イ)平成29年4月1日現在で年齢が原則として満16歳以上であること。

但し、指導者同伴の場合は16歳未満でも形競技・組手競技に参加することができるが、参加者が極端に少ない場合は形演武・組手演武とすることもある。

(ウ) (一社)東京都空手道連盟が認定した者であること。

(エ) (一社)東京都空手道連盟及び(公財)全日本空手道連盟の会員であること。未登録の選手は申込みの期日に会員登録をすませしておくこと。

(2)監督・コーチ (各1名)

(ア) (一社)東京都空手道連盟及び(公財)全日本空手道連盟の会員であること。

(イ) (公財)日本体育協会公認空手道指導員以上、又は都道府県審判員以上の有資格者が望ましい。

(ウ) 上記イ. の資格を有していない場合は、介護者であれば監督・コーチを代行できる。但し、事前に(一社)都空連に申し出る義務を有する。

(3)介護者

選手の出場に際して、介護者を伴うことを認める。介護者については、特に出場の資格は設けない。

14. 参加申込

日時 平成29年 4月10日(月) 午後 6時30分 ~ 午後 8時00分まで 時間厳守

場所 (一社)東京都空手道連盟事務所 TEL 03-3223-9002 FAX 03-3223-9007

方法 (1)同一者が、形と組手の両方の競技に参加することを認める。

(2)所定の申込書・誓約書などデータファイルをPCメールで各区郡市連盟で一括して申し込む。
メールによるデータ提出の締め切りは4月7日(金)。

(3) 申込書提出し、「大会申込当日用」による追加の申し込みがない場合は、事務所に来る必要はない。
* 電話による連絡や申込みは受け付けない。

15. 参加出場費

個人戦:1種目1名につき 2,500円 (障害保険加入費込み)

「会員登録済み者申込書」の出場費は、3月31日(金)までに下記指定口座に振り込み送金して下さい。

振込み口座 みずほ銀行 阿佐ヶ谷支店 東京都空手道連盟事務局 普通 : 1162314

16. 申込確認

受け付け済みの「当該区郡市連盟の出場選手リスト」を送付するので、その内容を各連盟で責任をもって確認する。

17. その他

(1)服装

(ア)監督・コーチ等

1.白の空手衣を着用すること。但し、介護者はこの限りではない。

2.監督・コーチ・介護者は、IDカードを明示すること。(IDカードは、大会当日の監督会議又は選手受け付け時に交付する。)

(イ)選手

1.競技規定に沿った白の空手衣を着用すること。

2.胸・腕マークは自由とする。

3.金属類のヘアーバンド等の装着は認めない。

4.如何なる物も身につけてはならない。(補聴器等々)

5.形競技での補装具の装着を認める。

6.組手競技での補装具は、事前に障がい区分別に安全を確認されたものについてのみ、その装着を認める。

(2)組手競技の安全具

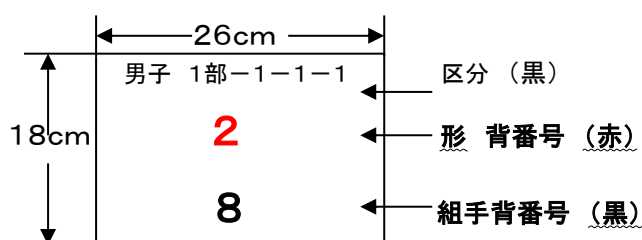
※「安全具」は、WKF・JKF・高体連・学連の各検定・指定・認定・公認品とする。
なお、赤・青色の安全具の場合、各コーナー色(赤又は青)の安全具を使用する。
※メンホーは、JKF メンホーⅣ型以上とする。(JKF メンホーⅠ～Ⅲ型は不可。)

- (ア) JKFメンホー、JKF拳サポーター(赤・青)を装着する。
- (イ) 胴プロテクターを空手衣の中に着用する。(必着)
- (ウ) 男子選手(車椅子使用の競技は除く)は、ファウルカップを必ず装着すること。

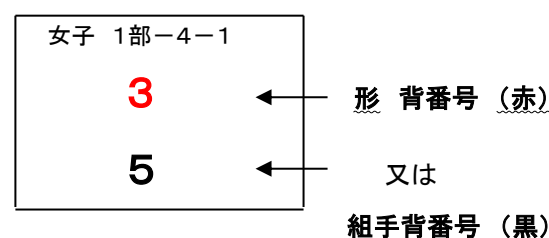
- (3)出場不適当と思われる選手は、出場させないことがある。
- (4)出場選手は空手衣にて、開会式と閉会式には全員必ず参加しなければならない。
- (5)組手競技のみに出場する選手も空手道衣で開会式に参加する。
- (6)各コートでの呼び出し時間に遅れた場合は、棄権とみなしますので特に注意をする。
- (7)理由もなく表彰式を欠席した各種目の入賞者は、原則として棄権となるので注意する。
- (8)東京武道館は、当該大会用駐車場はありません。

- (9)ゼッケン
- (ア)ゼッケンは下記の要領にて各自で用意する。
 - (イ)背番号は決定後、各連盟理事長宛て通知する。
 - (ウ)ゼッケンは、全面縫い付けとする。(四方角点縫いやテープ接着は不可。)
 - (エ)サイズは下記寸法 = 約B5判大の白布に区分と背番号を以下要領で記入する。
 - (1)男女 と 区分 を黒文字で記入。
 - (2)形 背番号を「上に赤文字」で記入。
 - (3)組手背番号を「下に黒文字」で記入。

(ゼッケン例) 2種目出場



1種目出場



18. 視覚障がい者及びろう者空手道競技についての附則事項

①視覚障がい者の競技において、係員は選手を競技マット上に誘導する。

②主催者は予め手話協会に宛てて、手話通訳者1名を正式依頼し、当該競技種目に際して参加するように手配する。

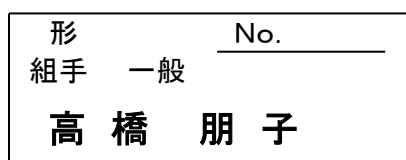
(1)競技種目 第1部—3 (視覚障がい)部門の競技は、競技用マットを敷かないコートで行う。

(2)ろう者競技について

形 競技

(ア)順番がきて係員が名前を呼ぶとき、手話通訳者は隣りで聞き取り通訳をして、予め持参した「名前カード」を提示して、コート係員テーブルの真ん中全面(主審に見えるように)に貼り付け掲示する。

<名前カード例>



(イ)コートに入り、選手は手話にて形名を申告する。同時に予め主審の隣りに配置された通訳者は、申告された形名を主審に音声日本語で伝える。

(ウ)主審及び手話通訳者の「始め」のジェスチャーによって演武を開始する。

組手競技

(ア)帯の全面に黄色のヒモを結んで、ろう者であることを主審にわかるようにしておく。

(イ)「やめ！」が聞き取れない場合があるので、主審はできるだけ選手に接近し「やめ！」等の合図を行う。